

## 第3編 流量観測編

### 第1章 低水流量観測

#### 第1節 準拠基準等

請負者は、調査の実施に当たっては、次に掲げる基準等及び**設計図書**によるものとし、最新の技術基準等に基づいて行うものとする。

なお、使用に当たっては、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

- (1) 改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編(日本河川協会)
- (2) 独立行政法人水資源機構公共測量作業規程

#### 第2節 観測の範囲

この章は原則として流速計を用いて行う流量観測に適用する。

#### 第3節 観測の実施

1. 請負者は、流量観測作業の実施に当たっては、目的である流量観測値の精度向上に努めなければならない。
2. 流量の観測方法及び計算方法は、原則として第3編第1章第1節の準拠基準等による。
3. 観測回数及び観測位置は、**設計図書**によるものとする。

#### 第4節 流速計

1. 観測に使用する流速計は、回転式流量計又は可搬式電磁流量計とする。
2. 1回の観測時間は、少なくとも20秒以上とし、1回観測する。  
なお、直読式流速計では指針が安定したときに読みとるものとする。

## 第2章 高水流量観測

### 第1節 観測の範囲

この章は原則として、浮子を用いて行う流量観測に適用する。

### 第2節 観測の実施

1. 請負者は、流量観測作業の実施に当たっては、目的である流量観測値の精度向上に努めなければならない。
2. 流量の観測方法及び計算方法は、原則として第3編第1章第1節の準拠基準等による。
3. 観測の待機、出勤、測定等の作業時間帯は**設計図書**に示すとおりとし、監督員の**指示**に基づき設計変更を行うものとする。

### 第3節 浮子

浮子は、表面浮子又は棒浮子とする。

### 第4節 指示事項及び連絡事項の定義

1. 調査に当たって監督員が行う**指示事項**は、次に定義するもののほか、**設計図書**によるものとする。
  - (1)「待機**指示**」とは、台風、集中豪雨等により河川が増水している場合又は、河川が増水が予想される場合において観測に必要な人員を請負者の基地に集合するよう**指示**することをいう。
  - (2)「現地出勤**指示**」とは、調査実施のために現地(観測地点)に出勤するよう**指示**することをいう。
  - (3)「待機解除**指示**」とは、請負者の基地での待機を解除するよう**指示**することをいう。
  - (4)「最終観測時刻**指示**」とは、現地(観測地点)における最終の観測時刻を**指示**することをいう。
  - (5)「観測**指示**」とは、現地(観測地点)における観測を実施するよう**指示**することをいう。
2. 調査に当たって監督員が行う**指示事項**に対する請負者の連絡事項は、次に定義するもののほか、**設計図書**によるものとする。
  - (1)「準備完了連絡」とは、待機**指示**に対して観測に必要な人員が集合したことを監督員に連絡することをいう。
  - (2)「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻**指示**に対して最終観測が終了したことを監督員に連絡することをいう。